



八 監 第 2 1 1 号

令 和 5 年 8 月 2 1 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

### 監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第7項の規定による社会福祉法人八千代市社会福祉協議会の指定管理者監査を行ったので、次のとおり公表します。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による八千代市が同法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの（以下「指定管理者」という。）の出納その他の事務の執行に対する監査

### 2 監査の対象

- (1) 対象団体 社会福祉法人八千代市社会福祉協議会
- (2) 管理している公の施設 八千代市福祉センター
- (3) 所管部局 健康福祉部健康福祉課

### 3 監査の範囲

令和4年度における出納その他の事務の執行状況

### 4 監査の着眼点

指定管理者による出納その他の事務が、関係法令等にのっとり、適正かつ正確に行われているかを主眼に、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

### 5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

### 6 監査の期間

令和5年4月21日から同年8月16日

## 第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を実施した結果、おおむね適正で公の施設の設置目的に沿って運営されていると認められた。

ただし、次のとおり改善すべき点が見受けられたので、八千代市（以下「市」という。）は対象団体に対し適切な指導を行うとともに、所管部局の関係事務について改善されたい。また、対象団体においては、市の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

### 1 健康福祉部健康福祉課

#### (1) 指摘事項

##### ア 管理運営業務に対する実績評価の実施について

八千代市指定管理者制度ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において、指定期間終了翌年度に総括評価を行うこととされているが、前指定期間終了の翌年度である令和4年度に、前指定期間の総括評価が行われていなかった。

今後は、ガイドラインに従い、適切な時期に実績評価を行われたい。

### 2 社会福祉法人八千代市社会福祉協議会

#### (1) 指摘事項

##### ア 空気環境測定 of 適切な実施について

八千代市福祉センター管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）において、空気環境測定は2か月に1回の頻度で行うこととされているが、年間を通して行われていなかった。

今後は、仕様書に従い、適切な頻度での空気環境測定を行われたい。